

○可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用に関する条例

平成27年10月2日

条例第23号

改正 平成27年12月22日条例第29号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 特定個人情報ファイル 法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (6) 実施機関 可児市個人情報保護条例（平成11年可児市条例第23号）第2条第4号に規定する実施機関をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 別表第1の左欄に掲げる実施機関は、同表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

2 別表第2の左欄に掲げる実施機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該実施機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 実施機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務の処理に関して、効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その

他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第29号）

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

実施機関	事務
1 市長	可児市福祉医療費助成に関する条例（昭和50年可児町条例第30号）によるこどもの医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	可児市小児慢性特定疾患児童日常生活用具給付事業実施要綱（平成25年可児市訓令甲第10号）による小児慢性特定疾患児童日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	可児市福祉医療費助成に関する条例によるひとり親等の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	可児市福祉医療費助成に関する条例による重度心身障がい者の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	可児市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則（昭和61年可児市規則第11号）による障がい児の育成に係る手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	可児市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則による心身障がい者の福祉に係る手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	可児市社会福祉法人等による利用者負担軽減事業実施要綱（平成24年可児市訓令甲第79号）による介護サービス等の利用者負担軽減に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	可児市高齢者等介護用品購入助成事業実施要綱（平成25年可児市訓令甲第5号）による介護サービス等の給付に関する事務であって規則で定めるもの
10 市長	可児市障がい者就労支援事業実施要綱（平成18年可児市訓令甲第54号）による障がい福祉サービスの利用者負担の助成に関する事務であって規則で定めるもの
11 市長	可児市地域生活支援事業実施要綱（平成18年可児市訓令甲第55号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

実施機関	事務	特定個人情報

1	市長	保育所における障がい児の支援に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護（外国人）関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2	市長	障がい児の支援に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの
3	市長	母子生活支援施設における保護の実施等に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報又は当該地方税の徴収に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
4	市長	予防接種事業に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
			生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの
5	市長	身体障がい者の福祉に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの
6	市長	生活保護に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
			身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
			公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）の使用又は使用料の徴収に関する情報（以下「公営住宅関係情報」という。）であって規則で定めるもの
			老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の

		措置に関する情報であって規則で定めるもの
7	市長	個人市民税・県民税に関する事務であって規則で定めるもの
		健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの
8	市長	固定資産税に関する事務であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの
9	市長	税の収納管理及び滞納管理に関する事務であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの
10	市長	国民健康保険税に関する事務であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		国民年金法（昭和34年法律第141号）、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立

		支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの
11 市長	市営住宅等の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの
12 市長	国民健康保険に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		年金給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの
13 市長	国民年金に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
14 市長	知的障がい者の福祉に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの
15 市長	高齢福祉に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
16 市長	母子家庭等に対する福祉の措置に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの
17 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児入所支援又は措置（同法第27条第1項第3号の措置をいう。以下同じ。）に関する情報であって規則で定めるもの
18 市長	障がい者手当に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法による障害児入所支援又は措置に関する情報であって規則で定めるもの
19 市長	福祉手当に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法による障害児入所支援又は措置に関する情報であって規則で定めるもの
20 市長	後期高齢者医療保険に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

	るもの	年金給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの
21	市長 介護保険に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの
22	市長 健康づくり推進事業及び健康増進事業に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの
23	市長 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの
24	市長 可児市福祉医療費助成に関する条例によるこどもの医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法による障害児入所支援又は措置に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの
		可児市福祉医療費助成に関する条例によるひとり親等の医療費助成に関する情報であって規則で定めるもの
		可児市福祉医療費助成に関する条例による重度心身障がい者の医療費助成に関する情報であって規則で定めるもの
25	市長 可児市小児慢性特定疾患児童日常生活用具給付事業実施要綱による小児慢性特定疾患児童日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの
26	市長 生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる保護の決定及び実施、就労自	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

	立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	の 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報であって規則で定めるもの 公営住宅関係情報であって規則で定めるもの 老人福祉法による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの
27 市長	可児市福祉医療費助成に関する条例によるひとり親等の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの 児童福祉法による障害児入所支援又は措置に関する情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの 可児市福祉医療費助成に関する条例によるこどもの医療費助成に関する情報であって規則で定めるもの 生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの 可児市福祉医療費助成に関する条例による重度心身障がい者の医療費助成に関する情報であって規則で定めるもの
28 市長	可児市福祉医療費助成に関する条例による重度心身障	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの

	が い 者 の 医 療 費 助 成 に 関 す る 事 務 で あ っ て 規 則 で 定 め る も の	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 児童福祉法による障害児入所支援又は措置に関する情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの 可児市福祉医療費助成に関する条例によるこどもの医療費助成に関する情報であって規則で定めるもの 生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの 可児市福祉医療費助成に関する条例によるひとり親等の医療費助成に関する情報であって規則で定めるもの
29	市長 可児市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則による障がい児の育成に係る手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
30	市長 可児市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則による心身障がい者の福祉に係る手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
31	市長 可児市社会福祉法人等による利用者負担軽減事業実施要綱による介護サービス等の利用者負担軽減に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの 年金給付関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの
32	市長 可児市高齢者等介護用品購入助成事業実施要綱による介護サービス等の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
33	市長 可児市障がい者就労支援事	地方税関係情報であって規則で定めるもの

	業実施要綱による障がい福祉サービスの利用者負担の助成に関する事務であって規則で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
34 市長	可児市地域生活支援事業実施要綱による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法による障害児入所支援又は措置に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの